

2015年新春総決起集会宣言

昨年、すべての水俣病被害者救済を求める私たちのたたかいを全国的に広げることができた一年でした。

「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟」は、熊本地裁の原告が742名となり、東京地裁、大阪地裁でも提訴をしました。超党派の国会議員によって「水俣病被害者と歩む国会議員連絡会」も発足しました。

一方で、水俣病問題に対する国の施策がすべての被害者救済につながらないことが明らかになった一年でした。

第1は、認定制度の破綻です。

最高裁判所が、国の認定基準を否定したにもかかわらず、環境省は、基準を一切改めようとせず、むしろ被害者に対して客観的資料の義務を課すような「水俣病新指針」通知を出しました。

第2は、水俣病特措法による被害者切り捨てです。

国は、被害者団体の反対を押し切って、特措法への申請受付を強引に締め切りました。体の不調があってもそれが水俣病であると気付いていない方、特措法の存在すら知らされていない方、自分が水俣病かもしれないと思っても地域の差別・偏見をおそれて名乗ることができない方などたくさんの方が申請できないまま、取り残されたのです。

また、昨年公表された特措法の判定結果によると、熊本、鹿児島両県の申請者は6万人を越えました。これは、公式発見から半世紀以上を経た現在に至っても国が多数の被害者を放置してきたことを意味します。特措法の判定過程においても、今となっては入手不可能な資料の提出を要求されたり、ずさんな公的検診を受けたりしたことによって、多数の被害者が不当に切り捨てられました。国は、再び過ちを繰り返したのです。

このことは、昨年11月に私たちが行った水俣病大検診の結果、約97%の方が水俣病と診断されたことから裏付けられました。そこで、水俣病問題の最終解決のために新たな制度が必要であることがますます浮き彫りとなったといえます。

私たちは、すべての水俣病被害者の救済のために、公正な裁判所による恒久的な救済制度が必要であるとして一貫して司法救済制度の確立を求めてきました。

2015年は、新潟水俣病公表から50年の節目の年であり、熊本では、来年、水俣病公式発見から60年を迎えます。今年を、私たちが求めるすべての水俣病被害者救済への道筋をつける飛躍の年にしていきましょう。

私たちは、「一枚岩の団結」で、さらに奮闘していくことをここに宣言します。

2015年1月25日

2015年水俣病不知火患者会新春総決起集会参加者一同